

平成19年4月1日、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が施行されました。決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成はどのようになりますか。

施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成が義務づけられました。

これまで、組合が作成しなければならない決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）や事業報告書、監査報告については、法令上に特段の作成基準が示されていませんでした。これらについて、主務省令（施行規則）に基づき作成することが義務づけられ（中協法第40条）、具体的な作成基準が定められました。今後改訂を予定している中小企業等協同組合会計基準において修正される可能性があることにご留意ください。

施行規則の施行前に到来した決算期に関しては組合が作成する貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案や事業報告書については、この規則に沿って書類を作成する必要はありません。

監査報告については、施行規則に特段の経過措置が設けられていないことから、施行規則（第89条～91条）に基づき作成する必要があります。

省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目を中心にその様式を掲載します。

〈貸借対照表様式例〉（非出資商工組合を除く）

※■部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

貸借対照表
平成 年 月 日

一 資産の部		二 負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	×××	1 支払手形	×××
流動資産計	××××	流動負債計	××××
II 固定資産		II 固定負債	
i 有形固定資産		1 長期借入金	
1 建物及び建物付属設備	×××	固定負債計	××××
有形固定資産計	××××	負債合計	××××
ii 無形固定資産		(三 純資産の部)	
1 特許権	×××	I 組合員資本	
無形固定資産計	×××	i 出資金	
iii 外部出資その他の資産		ii 未払出資金	
1 差入保証金・敷金	×××	出資合計	△×××
外部出資その他の資産計	××××	iii 資本剰余金	
固定資産計	××××	1 資本準備金	
III 繰延資産		2 その他の資本剰余金	
繰延資産計	××××	iv 利益用預金	
資産合計	××××	1 利益準備金	
		2 その他の利益剰余金	
		その他の利益剰余金計	
		当期剰余金又は当期損失金	
		前期繰越剰余金	
		又は前期繰越損失金	
		利益剰余金計	
		II 評価・換算差額等	
		1 その他有価証券評価差額金	
		2 その他評価・換算差額等	
		評価・換算差額等計	
		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

(注) (1) 有形固定資産から直接控除を行っている金額。
減価償却累計額 ×××

減損損失累計額 ×××

〈損益計算書様式例〉（非出資商工組合を除く）

※■部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

事業別損益計算書を必要としない組合を対象にした様式例

損益計算表

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

三 事業費用の部		一 事業収益の部	
I 販売事業費用		I 販売事業収益	
計	××	計	××
II 購買事業費用		II 購買事業収益	
計	××	計	××
III 金融事業費用		III 金融事業収益	
計	××	計	××
IV 生産・加工事業費用		V 生産・加工事業収益	
計	××	計	××
V 施設事業費用		V 施設事業収益	
計	××	計	××
VI 保管・運送事業費用		VI 保管・運送事業収益	
計	××	計	××
VII 検査・試験・開発事業費用		VII 検査・試験・開発事業収益	
計	××	計	××
VIII 教育情報事業費用		VIII 教育情報事業収益	
計	××	計	××
IX 福利厚生事業費用		IX 福利厚生事業収益	
計	××	計	××
X 保険業務代理・代行業務費用		X 保険業務代理・代行業務収益	
計	××	計	××
XI ○周年記念事業費		XI ○周年記念事業収入	
計	××	計	××
XII 貸倒引当金繰入			
計	××		
事業費用の部合計	×××	事業収益の部合計	×××
事業総利益金額 又は事業総損金額	×××		
四 一般管理費の部		二 賦課金等収入の部	
VI 一般管理費		VI 賦課金等収入	
一般管理費の部合計	×××	賦課金等収入の部合計	×××
事業利益金額 又は事業損金額	×××		

<p>六 事業外費用の部</p> <p>Ⅶ 事業外費用</p> <p>事業外費用の部合計 × × ×</p> <p>経常利益金額</p> <p>又は経常損失金額 × × ×</p> <p>八 特別損失の部</p> <p>Ⅷ 特別損失</p> <p>特別損失の部合計 × × ×</p> <p>特別損失の部合計 × × ×</p> <p>税引前当期純利益金額</p> <p>又は税引前当期純損失金額 × × ×</p> <p>Ⅸ 税等</p> <p>計 × ×</p> <p>当期純利益金額</p> <p>又は当期純損失金額 × × ×</p>	<p>五 事業外収益の部</p> <p>Ⅶ 事業外収益</p> <p>事業外収益の部合計 × × ×</p> <p>七 特別利益の部</p> <p>Ⅷ 特別利益</p> <p>特別利益の部合計 × × ×</p>
---	--

〈剰余金処分案様式例〉(非出資商工組合を除く)

※■部分は、省令(施行規則)施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

	剰余金処分案			
	自 平成	年	月	日
	至 平成	年	月	日
I 当期末処分剰余金				
1 当期純利益金額				
(又は当期純損失金額)			× ×	
2 前期繰越剰余金				
(又は前期繰越損失金)			× ×	
3 過年度税効果調整額			× ×	× × ×
II 組合積立金取崩額				
1 会館建設積立金取崩額			× ×	
2 特別積立金取崩額			× ×	× × ×
III 剰余金処分額				
1 利益準備金			× ×	
2 組合積立金				
特別積立金			× ×	
〇〇周年記念事業積立金			× ×	
役員退職給与積立金			× ×	× × ×
3 教育情報費用繰越金				× ×
4 出資配当金				× ×
5 利用分量配当金				
共同購買事業配当金			× ×	
〇〇事業配当金			× ×	× × ×
IV 次期繰越剰余金				× × ×

〈損失処理案様式例〉(非出資商工組合を除く)

※■部分は、省令(施行規則)施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

	損失処理案			
	自 平成	年	月	日
	至 平成	年	月	日
I 当期末処理損失金				
1 当期純未処理損失金				
(又は当期純利益金額)			× ×	
2 前期繰越損失金				
(又は前期繰越剰余金)			× ×	× × ×

II 損失てん補取崩額				
1 組合積立金取崩額				
特別積立金取崩額			× ×	
〇〇周年記念事業積立金取崩額			× ×	
役員退職給与積立金取崩額			× ×	× ×
2 利益準備金取崩額				× ×
3 資本剰余金取崩額				× ×
4 出資金減少差益取崩			× ×	× × ×
III 次期繰越損失金				× ×
1 〇〇積立金取崩額			× ×	
2 基本金取崩額			× ×	× × ×
III 次期繰越損失金				× ×

〈事業報告書様式例〉

(全組合共通、ただし、非出資商工組合では該当しない箇所は削除)

※■部分は、省令(施行規則)施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

	事業報告書			
	自 平成	年	月	日
	至 平成	年	月	日
I 事業活動の概況に関する事項				
1 事業年度末日における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果(当該事業年度における主要な事業活動の内容・経過及び成果を事業ごとに記載)				
2 増資及び資金の借入れその他の資金調達状況				
3 設備投資の状況(当該事業年度中に実施した設備投資の状況を記載)				
4 業務提携等重要事項の概要(業務上の提携、子会社にする会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受け・合併・その他の組織再編成があった場合には、その状況を記載)				
5 直前3事業年度の財産及び損益の状況				
6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項(対処すべき課題等、組合の現況に関する状況を記載)				
II 運営組織の状況に関する事項				
1 前事業年度における総会の開催状況(前事業年度中に開催した総会の状況(開催日時、出席組合員数、主な議案の議決状況)を記載)				
2 組合員数及び出資口数の増減(出資口数の区分は適宜変更)				
3 役員に関する事項				
4 職員の状況及び業務運営組織図				
5 施設の設置状況(主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地等)				
6 組合の運営組織の状況に関する重要な事項				
III その他組合の状況に関する重要な事項				
1 当該事業年度の末日における主要な事業内容				